



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人  
大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

TEL:06-6210-1270  
HP <http://task-legal.or.jp>



## ★今号のTOPIC★ 医療法人の出資持分について

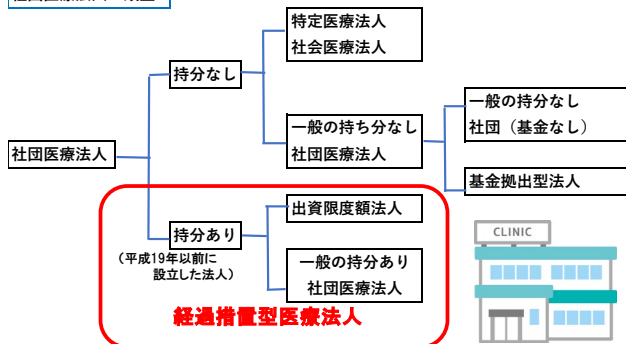
医療法人の最も基本的な区分としては、「社団たる医療法人」と「財団たる医療法人」があります。このうち、9割以上を占めるのが、「社団たる医療法人」です。「医療法人社団」という呼称で用いられているのが「社団たる医療法人」を指します。さらに、出資持分の有無という観点から、「出資持分のある医療法人」と「出資持分のない医療法人」に区分することができます。平成19年施行の改正医療法により、出資持分のある医療法人の新規設立はできなくなりました。ただし、既存の出資持分のある医療法人については、当分の間存続する旨の経過措置がとられており、「経過措置型医療法人」と呼ばれています。今回は、この経過措置型医療法人に該当する医療法人の社員の持分について解説します。

「経過措置型医療法人」には、『一般の持分あり法人』と『出資限度額法人』の2種類があります。

### 「一般の持分あり医療法人」であるかの確認方法

- ①平成19年医療法改正前に設立した医療法人であること。
- ②医療法人の定款に以下の記載があること
  1. 「社員」の章「出資の払戻し」に関する条文  
社員資格を喪失した者は、**その出資額に応じて払戻しを請求することができる。**
  2. 「解散」の章「残余財産」に関する条文  
本社団が解散した場合の残余財産は、**払込済出資額に応じて分配するものとする。**

### 社団医療法人の類型



### 「出資限度額法人」であるかの確認方法

#### ★医療法人の定款に以下の記載があること

1. 「社員」の章「出資の払戻し」に関する条文  
社員資格を喪失した者は、**払込出資額を限度として払戻しを請求することができる。**
  2. 「解散及び合併」の章「残余財産」に関する条文
    - ・本社団が解散した場合の残余財産は、**払込出資額を限度として分配するものとする。**
    - ・解散したときの払込出資額を超える残余財産は、**社員総会の議決により、都道府県知事の認可を経て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法第42条第2項に定める社会医療法人に帰属させるものとする。**
- ※「出資限度額法人」は、当初から上記の定款の内容を定めて法人を設立できるものではなく、平成19年度以前に設立した法人が、上記の内容に変更して成立することになります。

## 出資持分 Q&A

社員の出資持分についてよくあるご質問にお答えします。



### ①社員の出資持分はどこで確認できますか？

社員の出資持分は、社員名簿で管理をします。(注:社員は法人の登記簿に記録されません。)  
社員の入社・退社は社員総会で決議承認し、あわせて出資持分の異動(持分の払戻し・相続・譲渡等)についてもその都度、社員総会での報告事項として議事に記録したうえで、社員名簿に記録することをおすすめします。

### ②社員の出資持分を第三者に譲渡することはできますか？

医療法人の社員としての地位と出資持分は別個のものとして存在しますので、譲渡することは可能です。  
持分の全部、一部の譲渡であるかは問いませんし、個人・法人ともに譲り受けることができます。  
出資持分を譲り受けた者が払戻しを請求する場合は、その譲受人が個人か法人か、また個人の場合は社員か非社員かでその方法が変わります。

**個人の譲受人** 社員の場合:退社時の払戻し請求ができる 非社員の場合:法人解散時の残余財産分配請求のみできる  
**法人の譲受人** 法人解散時の残余財産分配請求のみできる

注:非営利法人は出資持分を有する場合は社員になれず、営利法人は出資の有無にかかわらず社員になることはできません。  
非営利性を有する医療法人の性質から、監督官庁の都道府県において、営利目的を想起させる出資持分の譲渡は不適切行為ととらえられ、指導の対象になる場合もありますのでご注意ください。

**タスク司法書士法人・行政書士法人では医療法人の手続きにつき幅広く対応しております。  
ぜひお気軽にご相談ください!**

次号の予告TOPIC 所有権の登記について

